

お知らせ

次回の、平成19年第3回定例県議会は、9月5日から27日までの23日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
9. 5	水	議会運営委員会 本会議(開会、知事提出議案説明)
6	木	議案調査
7	金	議案調査
8	土	
9	日	
10	月	議会運営委員会 本会議(代表質問・質疑)
11	火	議会運営委員会 本会議(代表質問・質疑)
12	水	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑)
13	木	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑)
14	金	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑、 議案常任委員会付託)
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	常任委員会
19	水	常任委員会
20	木	議会運営委員会 本会議(予算関係議案常任委員 長報告、予算関係議案予算 特別委員会再付託)
21	金	決算特別委員会
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	予算特別委員会
26	水	財政再建等調査特別委員会
27	木	議会運営委員会 本会議(委員長報告、採決、 閉会)

財政再建等調査特別委員会 本県財政の再建に向け 活発に議論

第一回定例会で設置された本委員会の議論が活発に行われていまして、この委員会は危機的状況に瀕している本県財政に鑑み、歳入、歳出、行政組織の全般にわたって行政改革の徹底を図り、財政再建を進めることを目的として設置され、これまで五回の委員会が開催されました。

五月十一日の第一回委員会では、調査方針や活動計画などの基本事項を決定しました。歳入、歳出、行政組織の三分野に分けて調査を進め、平成二十年第二回定例会に最終報告をとりまとめることになりました。

五月二十四日の第二回委員会では、三分野毎に当面の調査項目を決定した後、行政組織面から本格的な調査に入りました。行政組織については、職員の七割が出先機関に勤務している現状に鑑み、これの見直しについて第四回委員会

までかけて調査しました。六月十一日の第三回委員会では、本県財政が危機的状況に陥った主たる原因として地方交付税等の急激な減少など、国の税財政制度の諸問題があることから、「第二期地方分権改革の推進を求める意見書」を決議することを決定し、定例会最終日に全会一致で可決されました。これを受け、去る六月十八日に石川多聞委員長が、飯野議長に同行し、菅総務大臣はじめ関係省庁幹部に本意見書を提出しました。(三面に写真)

歳出面の審査については、本県財政構造の分析を行ったうえで、補助金やＩＴ関連経費の見直し、公債負担の抑制などについて、六月十四日の第四回委員会、七月四日の第五回委員会の二回にわたり調査しました。今後も本県財政の再建のため精力的な調査を行う予定です。



財政再建等調査特別委員会の様子(第1回委員会において)

早稲田大学大学院の天児慧教授 今後の目指すべき日中関係を講演

六月十五日、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授の天児慧氏を招き、「日中関係の新航路を求めて」と題して、県議会主催の講演会が県議会議事堂大会議室で開催されました。

天児先生からは、現在においても中国は、経済の高度成長を続け、また、脱共産化に動き出しているなど、責任ある大国として躍進を続けているが、その一方で中国には、肥大化する軍事力、悪化する環境汚染、都市と農村の格差拡大という三つの不安が存在するとの指摘がありました。

さらに、現在の日中関係は、首相と閣僚の相互訪問などにより、重苦しい雰囲気から率直に語り合う雰囲気へと転換しつつあり、また、中国と国際社会も、人的往来が飛躍的に拡大していることや、中国内の環境、エネルギー問題の解決においても国際協力が必要であることなど、経済面だけでなく様々な面で、相互依存を強めており、このような中、今後の日中関係も、両国の関係だけでなく、アジアの中の、世界の中の日中関係となり、開放的アジア共同体の創造を、日中がともに牽引していくべきであるとの貴重な講話をいただきました。



今定例会で 可決された主な議案

- 議員提出**
- 茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 茨城県議会情報公開条例の一部を改正する条例
 - 政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 知事提出**
- ◆条例の制定
 - 茨城県公益認定等審議会条例
 - 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ◆条例の一部改正
 - 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
 - 茨城県資金積立基金条例及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例
 - 茨城県国有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
 - 茨城県県税条例の一部を改正する条例
 - 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
 - 茨城県警察本部内部組織に関する条例等の一部を改正する条例
- その他
- 教育委員会委員の任命について ほか四件

県議会を 傍聴しませんか

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください。(傍聴席は三百席で先着順です。)

県民のみなさんが選んだ代表者が、どのようなことをどのように審議しているのかをご覧いただけます。

また、手話通訳を希望される方は、傍聴を希望する日の一週間前までに、県議会議事事務局へ申し込んでください。

さらに、インターネットによる本会議の生中継及び録画中継も行っておりますのでご覧ください。

なお、手話通訳の申し込み方法や本会議などの日程、委員会の傍聴の仕方など、詳細について知りたい方は、県議会議事事務局議事課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
電話(〇二九)三〇一五三三四
FAX(〇二九)三〇一五六一九